

日本社会医療法人協議会 ニュース

略称 **日社協ニュース**

平成 26 年 8 月 1 日 発行

第 **2** 号

発行所：一般社団法人日本社会医療法人協議会 発行人：西澤寛俊
 〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-6-12 TEL / FAX : 03-6261-0138 URL : <http://nishakyo.or.jp/> E-mail : info@nishakyo.or.jp
 制作：株式会社日本医療企画 〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町 4-14 TEL : 03-3256-2864

◎ 平成 26 年度定時総会開催

任期切れを受けて理事選出、西澤会長再任 新体制で基本方針・事業計画実行へ始動

一般社団法人日本社会医療法人協議会は 6 月 20 日、公益社団法人全日本病院協会大会議室で「平成 26 年度定時総会」を開催。理事選挙も行われ、新たに理事が選出され、会長・副会長が互選された。

社会医療法人は地域の核に なるべきと会長から挨拶

総会冒頭で、西澤寛俊・日本社会医療法人協議会会長が登壇し、挨拶をした。

まず、同会のこれまでの歩みを振り返った。

「10 年以上前に、厚生労働省の『これからの医療経営の在り方に関する検討会』で議論がされ、医療法人制度改革が行われました。そのなかで、より公益性の高い医療法

人として、平成 19 年に社会医療法人制度が創設されました。私たちの協会の前身と言える『特定・特別医療法人の会』は 17 年 6 月に発足し、同年 12 月に社会医療法人協議会と名称を変更しました。これはまだ社会医療法人が創立される前で、この会において社会医療法人の創設ならびに健全な発展に向けた活動を行ってきました。そして、昨年 12 月 9 日に一般社団法人化し、一般社団法人日本社会医療法人協議会を設立、そのとき



西澤寛俊・一般社団法人日本社会医療法人協議会会長

に基本的活動方針を決めました。それに基づき、今年 3 月 14 日に理事会を開き、平成 26 年度の事業計画を策定しました。現在は諸問題の解決に向けて活動を展開しているところです」

6 月 18 日の第 186 回通常国会で成立した「地域医療・介護総合確保推進法」（「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」）にも触れた。

「これは、今後の日本における医療の提供体制に非常に大きな影響を及ぼすものです。日本社会医療法人協議会も、2025 年に向けた地域医療ビジョン策定等の制度改革に積極的に対応していかなければなりません。私個人の考え方ですが、これからの社会医療法人は、地域医療のなかの核になっていくべきです」

続いて、加納繁照・日本社会医療法人協議会副会長が、(1) 社会医療法人協議会の収支決算及び残



平成 26 年度定時総会には正会員・代理人・準会員が一堂に会した

加納繁照 一般社団法人日本社会医療法人協議会副会長



余財産、(2)平成26年度事業計画及び収支予算、(3)平成26年度会議予定について報告。収支予算の支出については、総会開催の経費、トップマネジメント研修等の講習会経費などを計上している旨を説明した。

ますます重みを増す 社会医療法人の存在感

今回の定時総会をもって現理事の任期が切れるため、理事選挙も行われた。理事は定員5名以上15名以内のところ、16名が立候補。立候補者は一人ずつ総会参加者の前で抱負を述べ、その後、出席していた正会員23名が投票した。その結果、理事15名が決まり、続いて行われた臨時理事会で会長

厳かな雰囲気の中、理事選挙が行われた



及び副会長が互選された(表)。新会長、新副会長、新理事の任期は今定時総会終了時から平成28年6月の定時総会までとなる。

再任された西澤寛俊新会長はまず、「非常に重責ですが、今までの10年間でやってきたことに、これから引き続き取り組んでいきたいと考えています。現在、制度改革が行われており、2025年に向けて医療提供体制が変わります。そのなかで、社会医療法人の存在感はますます増し、私たちの責任はより重くなるのではないのでしょうか」と問いかけた。

そのうえで、「ぜひ皆さまといろいろ議論をしながら、社会医療

法人のあり方や地域医療提供体制のあり方、そのなかで私たちはどうしていくべきかを考えていきたい。まずは、皆さま方にご承認いただきました基本的活動方針の通り、3月の理事会で策定された26年度の事業計画に基づいて取り組みを進めていきたい」と宣言した。

あわせて、「社会医療法人制度の実績の適正化や、社会医療法人化の条件である社会保険診療収入割合が80%以上の見直し、社会医療法人認定取り消し時の一括課税の見直しなどの重要な課題に重点的に取り組んでいきたいと思えます」と、力強く語った。

法人化を受けた活動として、ホームページの充実と、5月に第1号を創刊した機関誌の継続発行を目指すという。

最後に、西澤会長はこう呼びかけた。「まずは、社会医療法人を担うトップとしてのあり方や、基本的な知識を身につけてもらうためのトップマネジメント研修を企画しています。こうした研修は、今日ご参加の会員の皆さまのご協力がなければできません。一緒に頑張って地域医療提供体制をしっかりつくりあげていきましょう」

平成26年度社会医療法人トップマネジメント研修 開催のお知らせ

開催日時 10月4日(土) 12:50～17:30(17:30～意見交換会・懇親会)
10月5日(日) 9:00～14:40

会場 グラントウキョウサウスタワー 13階会議室
(東京都千代田区丸の内1-9-2
JR東京駅八重洲南口より徒歩3分、東京駅直結)

募集定員 50名
(理事長、院長、事務局長等1法人2名以内、非会員は社会医療法人のみ)

受講料 会員 40,000円(懇親会費、昼食代込)
非会員 100,000円(懇親会費、昼食代込)

お問い合わせ

一般社団法人日本社会医療法人協議会事務局(担当:佐藤)
電話/FAX 03-6261-0138 E-mail info@nishakyo.or.jp

日本社会医療法人協議会新役員一覧

新たに役員に就任した15人の抱負をご紹介します。

会長

西澤 寛俊

社会医療法人恵和会
理事長



平成17年から皆さまと一緒にやってきました。ご承認いただいた活動方針と事業計画に基づいてこれからも活動してまいります。

副会長

加納 繁照

社会医療法人協和会
理事長



社会医療法人が重要な役割を果たしていくためにも、社会医療法人の創成期を知っている先生、若い先生とともに一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

理事

石井 暎禧

社会医療法人
財団石心会 理事長



2つの県にまたがった医療法人を展開しています。医療法人制度改革の初期からかかわってきた立場としてこれからも皆さんと活動していきたいと考えています。

理事

伊藤 雅史

社会医療法人慈生会
理事長



地域医療は社会医療法人なしには語れませんが、東京ではまだ多くありません。東京都と当協議会をつなぐ役割も果たしていきたいと思っています。

理事

長柄 光子

社会医療法人愛仁会
理事長



医療の変遷をいろいろと経験してきましたが、これほど大変な時期は初めてです。民間病院の生き残りのためにも協議会のなかでがんばってまいります。

副会長

伊藤 伸一

社会医療法人大雄会
理事長



社会医療法人の抱える大きな課題である解散時の課税の問題、寄付金の非課税移行などをなんとかやり遂げたいと考えています。

理事

小笠原 博

社会医療法人博進会
理事長



社会医療法人には残された宿題、改善しなければならぬことがたくさんあります。これらをなんとか解決したいと考えています。

理事

関 健

社会医療法人城西医療財団
理事長・総長



日本医療法人協会の副会長も務めておりますので、さまざまな医療団体が連携を図りながら取り組んでいきます。

理事

日野 頌三

社会医療法人頌徳会
理事長



今後は当協議会が先頭に立って社会医療法人の公益性の確保に努めていかなければならないと感じています。ご協力よろしくお願ひします。

理事

銚之原 大助

社会医療法人卓翔会
理事長



当法人のある鹿児島県は離島などの多い地域です。協議会のなかでへき地医療の問題に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

副会長

神野 正博

社会医療法人
財団董仙会 理事長



地方の社会医療法人として、その実態を踏まえてさまざまな提言ができればと思っています。

理事

菅間 博

社会医療法人博愛会
理事長



地域包括的な医療を効率的に提供する体制が求められています。その主役は財政から独立して経営される社会医療法人であるべきと考えています。

理事

相澤 孝夫

社会医療法人
財団慈泉会 理事長



医療提供体制が激変する中で、公益性の高い社会医療法人は、時代の要請に応えるため何をどうすべきか。あるべき姿を真摯に考えて活動したいと思っております。

理事

佐能 量雄

社会医療法人
光生病院 理事長



非営利性の高い法人の団体としてそのあり方や方向性を明確に示し、社会に貢献できる医療提供体制の確立に努めていきます。

理事

宮城 敏夫

社会医療法人仁愛会
理事長



公益性の高い医療法人の団体として、現在の日本の医療提供体制のゆがんだ姿を正していかなければならないと強く思っています。

社会医療法人関連ニュース 平成26年5~7月

●通常国会で社会医療法人の地域貢献に関して質疑応答

平成26年の通常国会で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」に関する議論において、社会医療法人と地域貢献などとの関係について質疑がなされた。

5月9日に開催された衆議院厚生労働委員会で、足立康史委員(日本維新の会)が、医療法人と非営利性・公益性などとの関係について政府側と議論する過程で、「公益性が高いと言われている、特に社会医療法人についてはまだ二百数十しかないけれども、無税で、要は、地域の医療界の重鎮の方々、皆さんもういろいろなものをお持ちでいらっしゃるから、あとはある種の地域貢献という、地域に、社会に、国に貢献したいと思ってやっているわけですよ。(中略)そのために社会医療法人をつくったんじゃないんですか」と質問した。

それに対して、政府参考人の原徳壽・厚生労働省医政局長(当時)は「社会医療法人そのものについては、たとえば救急でありますとか、へき地の医療とか、そういうような具体的な要件を定めておりますので、それをやっていただくことが最低限必要だということで、直ちに社会貢献イコール社会医療法人というわけではないというふうに思います」と答弁した。

野党の委員は、社会医療法人について、「地域貢献」をキーワードに、社会福祉法人に近いようなイメージを持っていたようだ。し

かし、社会医療法人は、地域貢献以前に、救急やへき地医療など本来の要件となる業務を行う必要があることが再確認された。

●「日本再興戦略」改訂で社会医療法人の見直しへ

政府は6月24日、昨年6月に閣議決定した「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」を見直し、「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」を閣議決定した。

従前の「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」では、社会医療法人にまったく言及していなかった。しかし、今回閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」では、「医療法人制度に関する規制の見直し」という項目を設け、そこでの取り組みの一つに「社会医療法人の認定要件の見直し」を挙げ、「社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする」と明記。この見直しについては年内に検討し、その結果に基づいて制度的措置を速やかに講ずる。

すでに厚生労働省では、昨年11月に「医療法人の事業展開等に関する検討会」を設置し、医療法人のあるべき姿を検討しており、「社会医療法人の認定要件の見直し」についても、同検討会が結論を出すことになる。

●7月1日現在で社会医療法人は224に

厚生労働省は7月8日、今年7月1日現在の社会医療法人の認定状況について公表した。それによると、224法人が社会医療法人とし

て認定を受けている。うち8法人が、複数の都道府県にまたがって施設を開設しているため、厚生労働大臣の所管。それ以外の法人は、都道府県知事の所管。

●「特定領域がん診療連携拠点病院」第1号は社会医療法人

厚生労働省の「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」(座長=垣添忠生・日本対がん協会会長)は7月24日、第9回会合を開き、新しい指針(平成26年1月10日付健発0110第7号厚生労働省健康局長通知)に基づいて、都道府県から新たに推薦を受けたがん診療連携拠点病院(候補)などの指定について検討した。

この新しい指針では、特定のがん種に関して多くの診療実績があり、拠点的役割を果たしている医療機関について、「特定領域がん診療連携拠点病院」という、新たな類型を設けた。今回、鹿児島県から、乳がんについて多くの診療実績がある「特定領域がん診療連携拠点病院」として指定推薦を受けた社会医療法人博愛会相良病院(鹿児島市)が、同検討会において了承された。この時点では「内定」だが、厚生労働省では正式な手続きに向けて準備を進める。全国で最初に指定を受ける「特定領域がん診療連携拠点病院」は社会医療法人によるものであることが、事実上決まったわけである。

なお、平成25年度において、がん診療連携拠点病院として指定を受けている病院は397あるが、うち4病院が社会医療法人によるものである。